

扶桑町電子契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、扶桑町が締結する電子契約の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 契約担当者 扶桑町契約規則（昭和54年扶桑町規則第6号）第2条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (2) 契約者 扶桑町契約規則第2条第2号に規定する契約者をいう。
- (3) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する措置を講じた電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- (4) サービス提供事業者 扶桑町と電子契約サービスの提供に係る契約を締結する事業者をいう。
- (5) 当事者型電子契約サービス 契約担当者は契約担当者自身の署名鍵による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を、契約者はサービス提供事業者が契約者の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う方式の電子契約サービスをいう。
- (6) 立会人型電子契約サービス サービス提供事業者が契約担当者及び契約者の指示を受けて、サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う方式の電子契約サービスをいう。
- (7) アクセスコード 第三者による文書の閲覧を防止するための符号をいう。
- (8) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。
- (9) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (10) 承認者 契約の相手方に電子契約書を送信する際、当該電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し、及

び承認する扶桑町の職員をいう。

(11) 運用管理者 電子契約サービスの運用及び管理を行う扶桑町の職員をいう。

(電子契約の締結方法)

第3条 電子契約の締結は、サービス提供事業者の提供する電子契約サービスを利用して行う。

2 契約担当者及び契約者は、利用する電子契約サービスの利用方法に従って利用しなければならない。

3 電子署名は、契約者、契約担当者の順に行う。

(電子契約の対象)

第4条 電子契約の対象とする契約は、次に掲げるものを除いた扶桑町の締結する契約とする。

(1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約

(2) 契約期間が自動的に改められる契約

(3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

2 契約担当者はその契約が電子契約によることができる場合については、入札公告や指名通知、見積書提出依頼等の際に、あらかじめ電子契約によることができる旨を示すものとする。

3 利用する電子契約サービスの種別については、次のとおりとする。

(1) 当事者型電子契約サービス 一般競争入札及び指名競争入札による契約

(2) 立会人型電子契約サービス 前号に規定するものを除く契約

(電子契約の承認者)

第5条 承認者は各課等に置くものとし、各課等の長又は各課等の長が指名する者をもってこれに充てる。

(電子契約の運用管理者)

第6条 運用管理者は、行政課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 電子契約サービスの利用権限の設定に関すること

(2) 電子契約サービスの利用手続に関すること

(3) その他電子契約サービスを適正かつ円滑に運用するために必要なこと。

(アカウントの取扱い)

第 7 条 アカウントの取扱いは次のとおりとする。

- (1) アカウントは運用管理者が設定する。
- (2) アカウントの変更は運用管理者が行う。
- (3) アカウントの取扱いは各課等が適切に行う。
(パスワード等の適切な管理)

第 8 条 電子契約サービスの利用者は、パスワード及びアクセスコードを他者に知られないように適切に管理しなければならない。

- 2 契約者は、アクセスコードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を契約担当者又は運用管理者に報告しなければならない。

(利用の申出)

第 9 条 第 4 条第 2 項による電子契約対象案件において電子契約を希望する者は、電子契約サービスを利用する前に、電子契約利用申出書（様式第 1）を契約担当者に提出しなければならない。

(電子契約書の保存)

第 10 条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

- 2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(障害発生時の対応)

第 11 条 システム障害、広域停電等により電子契約サービスが利用できない場合については、書面により契約を締結することとする。

(変更契約)

第 12 条 当初契約が電子契約により締結されたものに限り、変更契約においても電子契約の対象とすることができる。

(他の要綱等の読替え)

第 13 条 電子契約にて締結することができる契約については、他の要綱、要領その他の内規中「契約書」とあるのは「契約書（契約の内容を記録した電磁的記録を含む。）」と読み替えて

適用するものとする。

（委任）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 （第 9 条関係）

年 月 日

扶桑町長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電子契約利用申出書

【対象案件】

案件名	
-----	--

上記の案件について、扶桑町と電子契約を締結することに同意します。なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

【利用するメールアドレス】

1. 契約締結権限者

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				
アクセスコード				

※契約締結権限者の役職及び氏名は、あいち電子調達共同システムに登録された代表者の役職及び氏名を記入してください。

※アクセスコードは必要に応じて記入してください。空欄でも構いません。

2. 担当者

担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

※担当者は必要に応じて記入してください。空欄でも構いません。

【留意事項】

※本書は 1 契約ごとに提出してください。

※当該契約の変更契約において、契約担当者が変更契約を書面に指定する場合を除き、本書を適応します。